



組合だより

令和 2 年 3 月 1 5 日 発行

No. 3 9 1

静岡 共 済 協 同 組 合

代表 理事 鈴 木 英 代

本部 浜松 市中 区 新津 町 6 1 0

TEL 0 5 3 - 4 6 5 - 5 3 9 1

支部 島田 市 大井 町 2 2 7 9 - 2

TEL 0 5 4 7 - 3 6 - 1 1 9 8

組合では年2回、2月と8月に、職員と私が1対1で向き合い、話をする個別面談を実施しています。どんなことを話すのかは、特別に決めているわけではないのですが、仕事の現状や自分のこと家族のこと、また、今悩んでいる事やこれからのこと、こうしてほしいという要望や意見などいろいろです。普段、あまり話をする機会のない職員とも向き合い話しをすることは、新鮮であり外見ではわからなかった職員的一面を感じることができ、嬉しい気持ちと得した気分です。

職員と向き合い話をすることで、私の考えを直接伝えることができ、耳の痛い意見に耳を傾けることで、自分自身の成長にもつながると思っています。今年も良い時間を頂き本当に良かったと感謝しております。

今、コロナウィルスで社会が混乱しています。連日報道で国の危機管理対策や、その問題について多くの方々がお話をされていますが、私たち中小企業も様々なリスクに備える、危機管理対策の必要性を強く感じました。

今回、組合ではBCP（事業継続計画）策定する機会を頂き、1月から取り組んで参りました。専門家と現状について話をしていく中で、今まで何気なく過ごしていたことも、改善する

必要がある問題だと気づいたり、また、ここを改善したいと思っていたことが、やはり問題点だったと確認出来たり、その他にも多くの気づきがあり、この取り組みをして良かったなと思いました。

BCPとは、地震や水害、火災、感染症、停電など様々な事態になっても、事業を止めない、止まっても早期に再開し企業を倒産から守り存続させるための計画、「事業を継続するための計画」であり、事業継続を阻害するあらゆるリスクに立ち向かうためのものだそうです。また、BCPを策定することで、企業の危機対応力が高まり想定外のリスク、様々な経営課題にも対応できるようになり、「事業承継」ひいては、「取引先からの信用力向上」にもつながるそうです。

BCPは単なる防災計画ではなく、現代の変化の激しい競争社会に対応するための「経営戦略の一環」なのだそうです。

確かに、BCPの策定をする中で、今悩んでいる人材不足等の対応についても、この策定は大いに役立つものだと感じました。但し、実行されなければ、意味がありませんので、これから職員と共に考え、行動していこうと決意を致しました。

お知らせ

- 令和2年3月（4月納付分）より協会けんぽの健康保険料率と介護保険料率が変わります。3月、4月の控除明細をご確認下さい。3月に賞与を支給する場合にもご注意下さい。
健康保険(9.75%→9.73%)、介護保険(1.73%→1.79%)
※健保組合については、各担当者へのご確認をお願いします。
- 〈労働保険の年度更新〉についてお願い
平成31年4月より令和2年3月までの給与・賞与明細、元請工事代金〈税抜〉を4月10日（金）までに報告して下さい。早めにいただくと助かります。
- 4月1日から雇用保険料免除制度が廃止されすべての雇用保険被保険者に対して雇用保険料の計算が必要となります。今まで免除になっていた従業員の方々からも雇用保険料を徴収して下さい。
- 令和2年4月1日以降が起算日となる時間外・休日労働に関する協定を結ぶ際は、今までは年6回以内ならば際限なく認められていた時間外労働に制限が設けられますので注意して下さい。また、休日労働に関しても制限が設けられます。
- 有休の5日取得義務化が実施されて4月1日で一年になります。10日以上の有休を付与されて1年が経過しようとしている従業員には1年が経過するまでに5日間有休を取得させて下さい。
- 〈定期健康診断〉
今年の夏健診(合同)は、浜松本部が7月4日（土）午前、島田支部7月1日（水）午後です。新規のお申込みも受付をしています。また、秋健診は10月1日（木）に実施予定です。
- 扶養家族の就職等で異動がある場合は手続きが必要です。早めにご連絡下さい。

